



全国税理士共栄会

正会員・準会員用

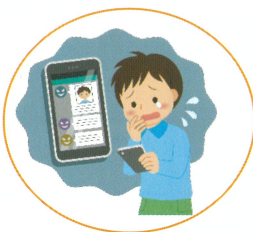


SOMPO
JAPAN

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。
更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

法的トラブルの強い味方 弁護士費用補償



2つ（弁護士費用、法律相談・書類作成費用）の
保険金で気になる費用を**しっかりサポート**

安心 さらに アップ!

おかげさまで
加入者約2万人

VIP大型総合保障制度

団体割引

30%

新・団体医療保険

（医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約・介護一時金支払特約等セット団体総合保険）

保険
期間

2025年3月1日（午後4時）～
2026年3月1日（午後4時）まで
（このパンフレットは2025年3月1日～
2026年2月1日の始期契約まで有効です。）

中途加入も
毎月受付中

加入依頼書が毎月15日までに保険会社に到着した場合、保険期間は翌月1日から2026年3月1日までとなります。
（15日が休業日の場合は直前の営業日が締切となります。）

医療保険

最大4口まで
加入いただけます

充実の
基本補償

病気もケガもワイドに補償。

・日帰り入院(※)から長期入院・繰り返し入院までしっかり対応。
しかも、天災(地震・噴火またはこれらによる津波)によるケガも
補償対象です。

(※)日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

病気・ケガによる	入院補償 (MAまたはMB)	入院された場合、1日目から入院保険金をお支払いします。 ●入院保険金日額 5,000円 (基本補償に1口ご加入の場合) ●病気：1回の入院120日限度、通算1,000日限度 ●ケガ：1事故120日限度、通算支払限度なし
	手術補償 (MAまたはMB)	手術を受けられた場合、手術保険金をお支払いします。 (一部の軽微な手術は対象外です。) ●重大手術の場合 20万円 (基本補償に1口ご加入の場合) ●重大手術以外の場合 入院中に受けた手術 10万円 外来で受けた手術 2.5万円 (基本補償に1口ご加入の場合)
	通院補償 (MB)	通院された場合、通院保険金をお支払いします。 ●通院保険金日額 3,000円 (MBプランに1口ご加入の場合) ●病気：継続して4日を超えて入院され、退院後に通院された場合 (90日限度) ●ケガ：入院を伴わない場合でもお支払い(90日限度)
	先進医療・ 臓器移植 補償 (C)	病気・ケガにより、先進医療(注)や臓器移植術を受けられた場合の 費用を補償します。 ①先進医療に係る費用 ②先進医療対応病院への交通費等 ③臓器移植に使用する臓器を摘出する手術費用や輸送費 など ●最高 500万円 (注)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした 病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる 先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生 労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)

- ご加入にあたり医師の診査は不要です。
被保険者ご本人の「健康告知書」の提出が必要になります。
健康告知書の内容によってはご加入をお断りする場合がございます。
- 新規加入は**正会員は満79歳まで、準会員は満69歳まで**ご加入いただけます。
継続加入は**正会員・準会員ともに満79歳まで**ご加入いただけます。

〈告知の大切さについてのご説明〉
○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。
※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

安心 さらに アップ!

全税共の 新・団体医療保険

三大疾病と
診断されたら
100万円
お支払い

がんの場合は、
上乗せ
100万円
お支払い
(がん診断保険金)

弁護士費用
通算**300万円**
補償
個人賠償責任
最高**1億円**補償

選べる
オプション

POINT!「まとめて受け取れる補償」がもしものとき大いに役立ちます!

三大疾病診断補償、がん補償上乗せパックがプラスできます。
さらに、もしもの法的トラブルに備えて、
弁護士費用補償と個人賠償責任補償もご用意。
あなたに必要な補償を選んで、基本補償にプラスできます。

三大疾病 診断補償 (D)	①初めてがんと診断された場合 ②がんが完治後、再発・転移した場合 ③がんが新たに生じた場合 ④急性心筋こうそく(再発性心筋こうそくを含みます。)または脳卒中を発病し、 その治療を直接の目的として入院を開始した場合に保険金をお支払いします。 ● 100万円
がん補償 上乗せパック (E)	がんになられた場合、診断から退院までトータルに補償します。 ●がん診断保険金 100万円 ●がん入院保険金 日額 10,000円 ●がん手術保険金 40万円 (重大手術の場合)・ 20万円 (入院時)・ 5万円 (外来時) ●がん外来治療保険金日額 5,000円 がんで通院(入院を伴わない通院や往診だけの治療を含みます。)された場合(45日限度) ●がん退院一時金 10万円 がんで継続して20日を超えて入院され、無事に退院された場合
弁護士費用 補償 (FまたはG)	次の法的トラブルがあった場合、弁護士費用を補償します。 ①被害事故 ②人格権侵害 ③借地・借家 ④遺産分割調停 ⑤離婚調停 ●弁護士費用(自己負担割合10%) 通算 300万円 限度 ●法律相談・書類作成費用(自己負担額1,000円) 通算 10万円 限度 ※日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。
個人賠償責任 補償 (Fのみ)	日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って 線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠 償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。 ●1回の事故につき 1億円 限度 示談交渉サービス付(国内のみ)

P7~8をご確認ください。

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 **約6.5人に1人**

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である**「弁護士」に相談できたら安心**です。**でも…**

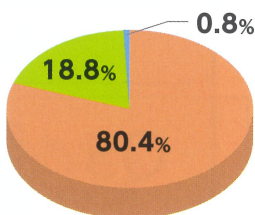
Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」
という方が多いのが現状です。

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに
損保ジャパンにて作成

相談できる弁護士がいない 80.4 %
相談できる弁護士がいる 18.8 %
わからない 0.8 %

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

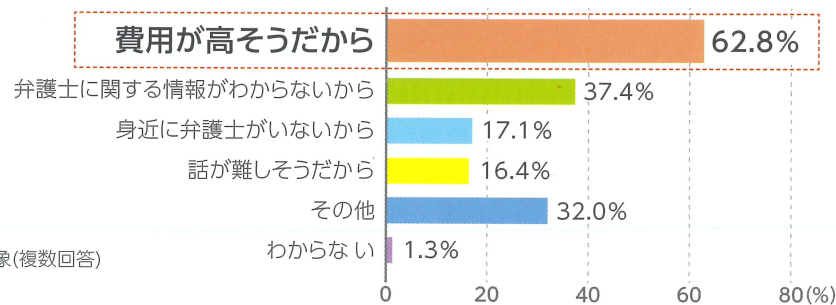


Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約6割もいます。

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)



みなさまの声にお応えして、

弁護のちからは

あなたの**ちから**になります！



個人賠償責任補償 + オプション

被保険者の範囲：ご家族の皆さま*

「安心・安全」な日常生活をおくるためには、
賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への
立入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお
支払います。自己負担額(免責金額)はありません。

(※)「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。

①被保険者本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能
力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎり
ます。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(そ
の責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。

示談交渉サービス付
(日本国内で発生した事故のみ)

国内・国外補償

(注)保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

弁護士費用補償

「弁護のちから」が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者
被保険者ご本人 お子さま
次の①～③の法的トラブルについては、
被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が
遭遇されたトラブルについても対象となります。

- ①人格権侵害**^(※2)
 - 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
 - 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
 - ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でい
われもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
 - 電車で痴漢被害を受けた。
- ②被害事故**
 - 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突さ
れ、ケガをした。
 - インターネット通販の会社から、本物といつわら
れて、偽物のブランド品を売りつけられた。
- ③借地・借家**
 - 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な
理由もなく立ち退きを迫られた。
 - アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてし
まったが、家主が修理してくれない。
 - 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正
当な理由もなく承諾してくれない。

- ✕ 以下のようなトラブルは、保険金のお支払いの対象になりません。**
- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
 - 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
 - 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
 - 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
 - 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

(※1)被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
(※2)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりません。
(※3)離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

①弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決
の委任を行うときに負担した
弁護士費用を補償します。

●保険金額(保険期間1年間につき)
通算 **300万円 限度**

●お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等
への委任にかかった費用 × (100% - 自己負担
割合 **10%**)

②法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・
書類作成の依頼を行うときに負担した
法律相談・書類作成費用を補償します。

●保険金額(保険期間1年間につき)
通算 **10万円 限度**

●お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律
相談・書類作成にかかった費用 - 自己負担額
(免責金額) **1,000円**

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。
2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

弁護士費用保険金のお支払い額
40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = 36万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = 9,000円

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、
安心して法的トラブルを
解決することができます。



相談できる弁護士が身近になくても安心!
「**弁護士紹介サービス**」 保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課
へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に
弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・
嫌がらせ相談窓口」 被害事故または人格権侵害への対応が必要な際、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等
トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対
象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1)本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

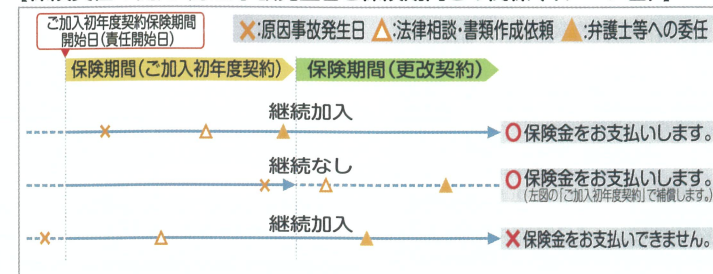
(注3)ご利用は日本国内からにかぎりません。(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5)「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、右記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

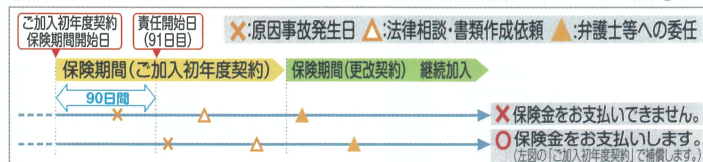
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係(イメージ図))】



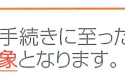
【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

安心 さらに アップ!

全税共の **新・団体医療保険**



介護サポートプラン

所定の要介護状態になった場合、介護一時金をお支払いします！
ご自身、そしてご家族に介護が必要となったときに備えて、「介護」について一度考えてみませんか？

あなたにもし万が一のことが起きたら…

家族の負担が心配

親の介護で疲れている家族を見ていると、自分に介護が必要になったときには負担をかけたくないあ。



お金のことが心配

子供の学費や家のローンでまだまだお金がかかるし、自分に介護が必要になったときのことが心配だなあ。



自分の介護に対する不安

- 第1位 家族の肉体的・精神的負担
- 第2位 公的介護保険だけでは不十分
- 第3位 家族の経済的負担
- 第4位 介護サービスの費用がわからない

※出典：生命保険文化センター「生活保障に関する調査」／平成25年度

「介護」のこと、ご存知ですか？

1 介護期間は平均で「約5年1か月」です！

介護期間は全体の16%が10年以上、30%が4年から10年未満であり、長期間にわたる介護への備えが必要となります。

※出典：生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」／令和3年度

2 介護には継続して費用がかかり、月平均は8.3万円です！

公的介護保険制度には要介護区分に応じて支給限度額があり、支給限度額を超えた部分については利用者の全額自己負担になるほか、配食サービスやショートステイ先での食費などは支給対象外となります。

公的介護保険の
1割または2割
自己負担分

+

公的介護保険の
支給限度額
超過分

+

公的介護保険で
対象外となる
サービス利用費

=

毎月定期的にかか
る費用※2

**月平均
8.3万円**※1

〈介護全体でかかる費用〉 **8.3万円 × 5年1か月 = 約506万円**

※1 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」／令和3年度
※2 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます

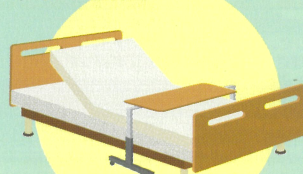
■介護に必要な用具・設備（購入・施行した場合）の一例（介護一時金の活用例）

●車いす



自走式 4～15万円
電動式 30～50万円

●特殊寝台



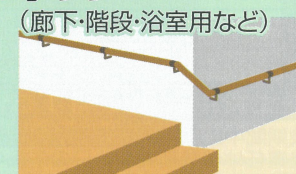
15～50万円
※機能により金額は異なる

●ポータブルトイレ



水洗式 1～4万円
シャワー式 10～25万円

●手すり



1万円～ ※工事費別途
※サイズ・素材により金額は異なる

●階段昇降機



50万円 ※工事費別途

●リフト



据置式
レール走行式 20～50万円
50万円～
※工事費別途

●有料老人ホーム



（介護付き終身利用型の場合）
入居一時金 500～3,000万円
月額利用料 10～30万円／月



介護には思った以上にお金がかかりそうね

生命保険文化センター「介護保障ガイド」2016年10月版

介護サポートプランの特長は？

安心 さらに アップ！

全税共の 新・団体医療保険



要介護2相当から一時金の支払対象となります！

1

- 病気やケガで所定の要介護状態になった場合に、介護一時金をお受け取りいただけます。
- 公的介護保険制度の要介護2以上に認定された場合、または、損保ジャパンが定める所定の要介護状態^{（注）}となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合に、保険金の支払対象となります。

（注）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

2

団体割引30%適用！

- 団体契約による割引が適用されており、割安でご加入いただけます。

3

正会員の方は満79歳まで新規加入が可能です。 準会員の方は満69歳まで新規加入が可能です。

- 満年齢50歳からご加入が可能となります。
- 継続は、正会員・準会員共に満84歳までとなります。

4

介護サポートプランは単独加入もOK！

- 基本補償と重ねてご加入することも可能です。

補償内容

月払保険料

団体割引
30%

介護サポートプラン

介護一時金	K300 （または） K500	
	300万円	500万円
月払保険料	K300	K500
	満年齢	
	50～54歳	230円
	55～59歳	490円
	60～64歳	970円
	65～69歳	1,650円
	70～74歳※	3,510円
	75～79歳※	7,350円
	80～84歳※	14,790円
		24,650円

※新規加入は、正会員は満79歳まで、準会員は満69歳までご加入いただけます。

- 保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は、中途加入日時点）とします。
- ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- 介護一時金支払特約は介護医療保険料控除の対象になります。（2024年9月現在）